

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法								
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容										
						(2)(1)でケに○をした場合、その内容										(2)(1)でケに○をした場合、その内容									
該当団体	24	24	24	24	21	0	10	10	2	18	23	14	1	0	3	3	10	7	8	2	0	1	2	2	
徳島県	徳島市	学校教育課	088-621-5414	gakko.kyoiku@city.tokushima.lg.jp	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/ikuji/keizai_shien/shugaku_shorei.html		○	○		○	○					○			○						
徳島県	鳴門市	教育委員会学校教育課	088-686-8802	gakkokyoiku@city.naruto-i-tokushima.jp	http://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/kodomo/gakko/soudan/shugaku.html		○	○	○		○	○					○	○							
徳島県	小松島市	教育委員会 学校課	0885-32-3811	gakko@city.komatsushima.tokushima.jp	http://www.city.komatsushima-i-tokushima.jp		○	○		○	○								○						
徳島県	阿南市	阿南市教育委員会 教育部 学校教育課	0884-22-3390	kyougak@anan-i-tokushima.jp	http://www.city.anan.tokushima.jp/		○			○	○		○						○						
徳島県	吉野川市	吉野川市教育委員会 学校教育課	0883-22-2273	g-kyoiku@yoshinogawa-i-tokushima.jp	http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2015061100048/		○	○											○						
徳島県	阿波市	阿波市教育委員会学校教育課	0883-36-8741	gakko@awa-i-tokushima.jp	https://www.city.awa.lg.jp/		○	○		○	○								○						前年度就学援助受給世帯に、教育委員会から申請書等を各学校を通じて配布
徳島県	美馬市	教育総務課	0883-52-8010	kyoiku@city.mima.ed.jp	https://e-school.e-tokushima.or.jp/mima/board/html/htdocs/					○	○	○							○						
徳島県	三好市	三好市教育委員会学校教育課	0883-72-3555	gakko@city.miyoshi.lg.jp	http://www.city-miyoshi.jp		○	○		○	○								○						
徳島県	勝浦町	教育委員会	0885-42-2515	kyoiku@town.katsuura-i-tokushima.jp	http://www.town.katsuura.lg.jp/		○	○		○	○								○						
徳島県	上勝町	教育委員会	0885-45-0111	sasaki.yukari@town.kamikatsu.lg.jp	http://www.kamikatsu.jp/						○									○					
徳島県	佐那河内村	教育委員会	088-679-2817	kyoiku@vill.sanagochi.lg.jp	http://www.vill.sanagochi.lg.jp/				○	○	○								○						
徳島県	石井町	教育委員会 学校教育課	088-674-7505	info@ishii-i-tokushima.jp	http://www.town.ishii.lg.jp/					○	○								○						
徳島県	神山町	教育委員会事務局	088-676-1522	kyoiku@town.kamiyama.lg.jp	http://www.town.kamiyama.lg.jp/office/kyoikuinukai/education/no139.html		○				○								○						
徳島県	那賀町	那賀町教育委員会	0884-62-1106	kyoiku@town.tokushima-naka.lg.jp							○	○							○						
徳島県	牟岐町	牟岐町教育委員会	0884-72-0107	mugikyoku@mugi-i-tokushima.jp							○	○							○						
徳島県	美波町	教育委員会	0884-77-3620	kyoiku@minami-i-tokushima.jp	http://www.town.minami.tokushima.jp/					○	○								○						
徳島県	海陽町	教育委員会	0884-73-1246	kyoikuinukai@kaiyo-town.jp	http://www.town.kaiyo.lg.jp			○		○	○					○			○						前年度認定された保護者には、個別に申請の案内と共に申請書を送付
徳島県	松茂町	松茂町教育委員会 学校教育課	088-699-8719	kyoiku@town.matsushige.tokushima.jp	http://www.town.matsushige.tokushima.jp/		○	○		○	○	○							○						
徳島県	北島町	教育委員会事務局	088-698-9812	kyoiku@kitajima-i-tokushima.jp	https://www.town.kitajima.lg.jp/					○	○	○							○						
徳島県	藍住町	藍住町 教育委員会 学校教育課	088-637-3128	gakko@kyoiku@aizumi-i-tokushima.jp	http://www.town.aizumi.tokushima.jp/					○	○								○						
徳島県	坂野町	教育委員会	088-672-0136	kyoiku@town-itano-i-tokushima.jp	http://www.town.itano.tokushima.jp/					○	○	○				○									家庭訪問時に担任から説明を行っている。
徳島県	上板町	教育委員会事務局	088-694-6814	kyo@town.kamita.lg.jp						○	○	○							○						
徳島県	つるぎ町	つるぎ町教育委員会 学校教育課	0883-62-2331	gakko@town.tokushima-tsurugi.lg.jp	http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/			○		○	○	○							○						
徳島県	東みよし町	学校教育課	0883-79-3630	kyoiku01@town.higashimiyoshi.lg.jp	http://www.town.higashimiyoshi.lg.jp					○	○	○							○						

II 平成29年度準要保護認定基準		(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率	
①都道府県	②市町村	ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、服装、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)				課税所得等の分類
徳島県	徳島市																				1.2	その他	その他	300			次)のいずれかに該当する者で、学校長より意見のあった者 ア 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 イ PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者 ウ 学校納付金の納付状況が悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められる者。 エ 経済的な理由により欠席日数が多い者	課税所得等の分類:当該年度に納付すべき市町村民税の基礎となった世帯全員に係る所得控除を行う前の総所得金額(ただし退職所得は含まない) 基準額の時期:平成24年12月末日時点のものである。	20%未満
徳島県	鳴門市																				1.2	課税所得 総所得(税引き前)	その他	280			【基準額の時期】平成25年8月からの生活保護基準引き下げ前の基準	15%未満	
徳島県	小松島市																				1.2	その他	その他	292			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
徳島県	阿南市																				1.3	その他	その他	304			【課税所得等の分類】総所得金額等 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
徳島県	吉野川市																				1.2	課税所得	前年度	266				15%未満	
徳島県	阿波市																				○						準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用。	15%未満	
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	当該年度	258				20%未満	
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	当該年度	229				20%未満	
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	当該年度	270				15%未満	
徳島県	上勝町																				1.3	その他	当該年度	259			【課税所得等の分類】合計所得金額	15%未満	
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	275				20%未満	
徳島県	石井町																				1.3	課税所得	その他	279			【基準額の時期】平成24年12月末日現在における生活保護基準額を使用	15%未満	
徳島県	神山町																				1.3	課税所得 総所得(税引き前)	その他	220			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	当該年度	277				15%未満	
徳島県	牟岐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	その他	295			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	その他	222			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○						を利用 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	15%未満	
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	総所得 (税引き前)	その他	301			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
徳島県	北島町																				1.3	課税所得	前年度	281				10%未満	
徳島県	藍住町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	256				20%未満	
徳島県	板野町																				1.3	課税所得	前年度	270				15%未満	
徳島県	上板町																				1.3	課税所得	その他	277			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	その他	250			【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
徳島県	東みよし町	○																			○						住民税非課税世帯を認定基準とするが、生活保護基準を参考にして、民生委員の意見書や医師の診断書等、家庭の状況を確認して教育委員会において判断する。	10%未満	

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	数	1	1	0	3	4	3	21	21	0	1	1	0	3	3	3	21	20	0	4	4	0	0	0	0	1	0	0	10	10	0	8	8	8	6	5	1	7
徳島県	徳島市						○	11,420									○	40,600		○	9,900											○	21,490	21,490				・通学費の支給平均額は、平成28年度の実績から算出した額
徳島県	鳴門市						○	11,420									○	40,600											○	26,000								
徳島県	小松島市						○	11,420									○	40,600														○	21,490	21,490				
徳島県	阿南市						○	11,420									○	40,600		○	0								○	28,300								・「通学費」は平成28年度実績なし。 ・「修学旅行費」の支給平均額は平成28年度実績額。
徳島県	吉野川市						○	11,420									○	40,600														○	21,490	21,490				
徳島県	阿波市						○	11,420									○	40,600														○	25,600	25,600				
徳島県	美馬市						○	11,420									○	40,600														○	21,490	21,490				支給平均額については29年度予算に計上した単価を記入
徳島県	三好市				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470				○	0											○	25,710	25,710				・通学費:スクールバス利用の為実績なし。
徳島県	勝浦町						○	11,420									○	40,600											○	30,000								
徳島県	上勝町						○	11,420									○	40,600																	○	24,000		
徳島県	佐那河内村						○	11,420									○	40,600		○	0											○	21,490	21,490				・通学費は前年度実績なし。
徳島県	石井町						○	11,420									○	40,600																	○	21,490		
徳島県	神山町						○	11,420									○	40,600																	○	21,490		
徳島県	那賀町						○	11,420									○	40,600											○	36,483								
徳島県	牟岐町	○	11,420								○	40,600																	○	21,490								
徳島県	美波町						○	11,420									○	40,600																	○	25,000		
徳島県	海陽町						○	11,420									○	40,600																			○	・「支給平均額」欄は29年度予算計上単価 ・修学旅行費:実費の1/2を支給(予算計上単価:23,000)
徳島県	松茂町						○	11,420									○	40,600											○	29,300								全ての費目について、平成29年度予算に計上した単価を記載しております。
徳島県	北島町						○	11,420									○	40,600											○	27,000								
徳島県	藍住町						○	11,420									○	40,600											○	28,000								
徳島県	板野町						○	11,420									○	40,600											○	27,000								
徳島県	上板町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	30,000								
徳島県	つるぎ町				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470																○	21,180	21,180				
徳島県	東みよし町						○	6,000									○	10,000																	○	11,000		

		2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)費用毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		1	1	0	3	3	3	21	20	0	1	1	0	3	3	3	21	20	0	4	4	0	0	0	0	1	0	0	10	10	0	8	8	8	6	5	1	7
徳島県	徳島市						○	22,320									○	47,400		○	19,800											○	57,590	57,590				・通学費の支給平均額は、平成28年度の実績から算出した額
徳島県	鳴門市						○	22,320									○	47,400										○	70,000							・修学旅行費については、執行見込額。		
徳島県	小松島市						○	22,320									○	47,400											○	53,000	53,000							
徳島県	阿南市						○	22,320									○	47,400		○	0							○	72,800						・「通学費」は平成28年度実績なし。 ・「修学旅行費」の支給平均額は平成28年度実績額。			
徳島県	吉野川市						○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590							
徳島県	阿波市						○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,569							
徳島県	美馬市						○	22,320									○	47,400											○	57,590	57,590				支給平均額については29年度予算に計上した単価を記入			
徳島県	三好市			○	22,320	22,320							○	23,550	23,550					○	159,630								○	57,590	57,590							
徳島県	勝浦町						○	22,320									○	47,400										○	80,000									
徳島県	上勝町						○	22,320									○	47,400													○	71,000						
徳島県	佐那河内村						○	22,320									○	47,400		○	0							○	57,590	57,590				・通学費は前年度実績なし。				
徳島県	石井町						○	22,320									○	47,400													○	60,000						
徳島県	神山町						○	22,320									○	47,400												○	57,590							
徳島県	那賀町						○	22,320									○	47,400										○	81,291									
徳島県	牟岐町	○	22,320								○	47,400																○	57,590									
徳島県	美波町						○	22,320									○	47,400													○	50,000						
徳島県	海陽町						○	22,320									○	47,400														○		・「支給平均額」欄は29年度予算計上単価 ・修学旅行費:実費の1/2を支給(予算計上単価:45,000)				
徳島県	松茂町						○	22,320									○	47,400										○	76,000						全ての費目について、平成29年度予算に計上した単価を記載しております。			
徳島県	北島町						○	22,320									○	47,400										○	70,000									
徳島県	藍住町						○	22,320									○	47,400										○	67,000									
徳島県	板野町						○	22,320									○	47,400										○	72,000									
徳島県	上板町			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	90,000									
徳島県	つるぎ町			○	22,320	22,320							○	23,550	23,550													○	56,670	56,670								
徳島県	東みよし町						○	12,000									○	12,000												○	28,000							

①都道府県	②市町村	IV その他				自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組				
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容		
該当団体	24	23	1	1	0	
徳島県	徳島市	○				
徳島県	鳴門市	○				
徳島県	小松島市	○				
徳島県	阿南市	○				
徳島県	吉野川市	○				
徳島県	阿波市	○				
徳島県	美馬市	○				
徳島県	三好市	○				
徳島県	勝浦町	○				
徳島県	上勝町	○				
徳島県	佐那河内村	○				
徳島県	石井町	○				
徳島県	神山町	○				
徳島県	那賀町	○				
徳島県	牟岐町	○				
徳島県	美波町	○				
徳島県	海陽町	○				
徳島県	松茂町	○				
徳島県	北島町	○				
徳島県	藍住町	○				
徳島県	板野町	○				
徳島県	上板町	○				
徳島県	つるぎ町		○	学校内で不要になった制服・体操服等を譲り合ったりできる場を設けている。		
徳島県	東みよし町	○				